

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課様

掲題に関するパブリックコメントの募集について、下記意見送付します。ご査収のほどよろしくお願ひします。

1. 電波に対する重要が急速に高まるなか、電波の有効利用について政府にて検討を行っていることについて、まずは敬意を払いたい。

2. そのようななか今回政策研究会にて新たな電波利用料制度のあり方について、いわゆる免許不要局からの徴収について指摘しているが、今回の提案には反対せざるを得ない。その理由は次のとおりである。

1)このような重要事項についての議論が不十分と考える。特に、電波利用政策研究会がそのような方向性を示しているが、そのメンバー各界を代表しているとは思えない。しかも研究会が非公開で行われていることについては、透明性の確保が求められるなか、いかなる理由によるものか判然としない。勿論、今回のようなコメント提出の機会を得られたことは多とするが、研究会 자체がオープンかつ公平なメンバー構成で行われるべき。

2)免許不要局からの徴収については、これが電話を商業的に利用するというものではないものも含まれる。例えば自動車の場合、社会的に要請の高い安全や環境といった公共性の強いものへの対応としてITSなどを通じ電波を利用するものである。電波自体を商業的に利用している放送関係や携帯電話とは、大きく異なる。

3)欧米を例にとっても、免許不要局から電波料金を徴収することはない。もし、日本だけがこのような制度を導入すると日本におけるビジネス環境が他国に比べ弱体化してしまう。製造業においては、円単位ではなく銭単位のコスト削減を図っている。製造現場においても数多くの電波を利用していることから、免許不要局からの電波料金徴収は、製造現場でのコストUP要因になる可能性がある。

3. 従って今回提案のあった免許不要局からの課金については、さらに時間をかけ、論議を行う必要があると考える。

以上

188-

東京都西東京市